

太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月12日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第8号

太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町学校給食費に関する条例施行規則（令和4年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている保護者等については、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。